新潟市秋葉区における感謝状贈呈に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，秋葉区の発展等のために功労のあったものに対する感謝状の贈呈に関し，必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　感謝状の贈呈は，次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について秋葉区長が審査会に諮って行う。ただし，過去において，同一の理由で新潟市表彰条例（昭和３８年新潟市条例第８号），その他の条例，規則又は要綱に基づく市長の表彰を受けたことのある個人又は団体については，贈呈しない。

（１）　地域社会の発展に尽くしたもの

（２）　保健衛生又は社会福祉の増進に尽くしたもの

（３）　道路，河川，公園その他公共施設の維持管理に尽くしたもの

（４）　地域教育の活性化又は文化の継承・発展に尽くしたもの

（５）　前各号に掲げるもののほか，特に感謝状を贈呈することが必要と認められるもの

（審査会）

第３条　感謝状の被贈呈者を決定するため，審査会を設置する。

２　審査会の委員は，秋葉区長，秋葉区副区長，秋葉区地域総務課長，秋葉区区民生活課長，秋葉区健康福祉課長，秋葉区産業振興課長，秋葉区建設課長をもって充てる。

（贈呈時期等）

第４条　感謝状の贈呈は，年１回行うものとする。ただし，第２条第５号に該当する場合及び被贈呈者がない場合は，この限りでない。

（贈呈方法）

第５条　感謝状は，秋葉区長が贈呈するものとする。

（記録及び公表）

第６条　感謝状の被贈呈者の功績を記録するため，感謝状原簿を備える。

２　感謝状原簿には，感謝状の被贈呈者の氏名その他必要な事項を記録し，原則として公表するものとする。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は秋葉区長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は，令和５年７月３日から施行する。